

謝礼として市民等に商品券を渡す場合の所得税法上の取扱いについて

令和 6 年 1 2 月 2 6 日 文化スポーツ部生涯学習課

1 事案の概要

生涯学習課をはじめとして、文化スポーツ部では、様々な知識や技能などを持つ市民等の協力を得て、市民の知識や教養、体力の向上を図っており、事業の協力者に対する謝礼として商品券を渡している場合があるが、その性質が所得税法及び所得税法施行令の規定に該当するときは源泉徴収が必要である旨の指摘を受けた。

- (1) 講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金（所得税法第 204 条第 1 項第 1 号）
- (2) 技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金（所得税法施行令第 320 条第 1 項）

2 監査委員指摘事項への対応

指摘の要旨	対応
所得税法及び同法施行令では、所得税の源泉徴収の義務を規定している。 また、国税庁のホームページ「タックスアンサー」及び国税相談専用ダイヤルの相談官からも同様の回答を得ている。 謝礼として市民等に商品券を渡した場合において、その性質が所得税法及び同法施行令に該当するときは、その金額や算定の根拠に関わらず、源泉徴収を行わなければならないと思われるため、過去の事務処理の正当性を再確認し、必要な処置を取るとともに、今後、適正な事務処理を行うことを求める。 また、このことは、文化スポーツ部以外の部局においても同様であり、速やかに全庁的な注意喚起を行うことを求める。	過去の事務処理として、事業の協力者に対し、報酬の性質を有しないお礼として商品券を渡していたが、定期監査の指摘事項を踏まえ、商品券による謝礼の支出について平塚税務署に確認を行った結果、商品券を渡す場合でも、報酬の性質を有する場合には所得税の源泉徴収をする必要があるとの回答があった。 そのため、生涯学習課職員をはじめとした文化スポーツ部内全職員に対し、監査指摘事項を周知するとともに、事業の協力者への謝礼について、報酬に該当する場合（講演・原稿執筆の対価として経済的利益のあるもの）は所得税の源泉徴収を行うことを指示し、適切な事務処理に努めていくことを確認した。 また、今回の指摘を踏まえ、改めて業務における法令遵守を徹底するよう指導した。 なお、本件における対応について

	は、コンプライアンス推進委員会への報告を行い、全庁的に注意喚起を行っていくこととする。
--	--